

平成26年1月31日

松阪市議会議長
中島清晴 様

議員 海住恒幸

参加報告

基礎から学ぶ地方自治法講座第5回

「地方自治の基本（3）」

●公の施設の概念、公の施設の利用権保障

開講日時 平成26年1月18日（土曜日）午後1時30分～4時30分

場所 名古屋市教育館第7研修室
（名古屋市中区栄）

主催 東海自治体問題研究所（理事長 市橋克哉・名古屋大学教授）

■参加の意図

8月24日開講以降、継続して参加しているので参加意図は前回までの報告書と同じである。

■今回の講座のテーマ

■内容

（1）指定管理者と情報公開

住民自治という観点に立つとき、公の施設の使用に関して事故が起きたときなど住民に対する最大の権利保障は必要となってくる。ところが、自治体の情報公開条例が適用されていないのが現実だ。名古屋市は、情報公開条例を改正し、指定管理者に努力義務を課すことにした。どこの自治体であれ、最低限、名古屋市レベルの条例改正は必要だ。一方、藤沢市は、指定管理者を公務員と同様と見なし、情報公開の「実施機関の職員」と位置づけている。個人情報（氏名）に関しても職務遂行上の内容にかかる部分は公開対象としている。住民の権利保障を考えたとき、名古屋市では不足、藤沢市では行き過ぎ（民間に対して行政の規律を押し付け）ということだが、どこの線が望ましいだろうか。

（2）指定管理者制を採用するかどうかの判断

法的には公の施設の設置目的は住民の福祉の増進であるので、その設置目的を達成するうえで指定管理者に委ねることが目的を効果的に達成できる方策であることが証明される必要ありというのが原則である。

（３）指定管理者のもとの公の施設の最終的な法的責任

施設の使用の許可・不許可をめぐって不服の申し立ては首長に対して行うものだが、使用不許可決定の取り消しを求めた訴訟は指定管理者に対して行うこととなる。

（４）権限の委任の範囲

使用許可・不許可の権限は指定管理者に付与されているが、退去命令や入館拒否などの公者警察権は指定管理者には付与されておらず、自治体にある。

（５）公の施設の民営化の適法性

民営化という政策決定自体に違法性がある場合と、政策決定の手続き（プロセス）に違法性がある場合とがある。個々にさまざまなケースが想定される。

以上